# 平成18年度協働事業提案 に関する検討結果報告書

平成18年12月

柏市長 本 多 晃

## 目 次

1 概要

...... 1 ఫ్లో ~

2 基本的な考え方

...... 1 🖫 ~

- 3 重点的に取り組むべき課題に関する検討結果 ...... 2 🕉 ~
- 4 最終選考を経た協働事業提案に関する検討結果 ……5分~~

#### 1 概要

この報告書は、平成18年度協働事業提案に関し、柏市協働事業提案選考委員会(以下「選考委員会」という。)からの提言(平成18年11月14日,以下「提言」という。)に対する市の検討結果を説明することを目的としたものである。

報告書の前半では,提言に盛り込まれた『今後の制度運用において重点的に取り組むべき課題』を中心とした基本的な事項に関する検討結果を示し,後半では,最終選考を経た2件の協働事業提案に関する検討結果について,個別の提案ごとに考え方を整理したものである。

#### 2 基本的な考え方

協働事業提案制度は、「公共サービスの質の向上」、「市民公益活動団体の事業力強化」、「市職員の協働意識の構築」を図るとともに「市の既存事業の見直し」を推進することを目的として、昨年度から新たに導入したところである。

今年度は、昨年度に比べ提案件数は減ったものの、多様な団体から質の高い内容の協働事業提案が出されるようになった。こうしたことからも、柏市における"協働"の広がりの一端が見えてくる。

一方で、こうした多様な主体による様々な提案に関しての協議を重ねていく中で、当該制度における新たな課題が浮き彫りになってきていることは、選考委員会からの提言でも指摘されているとおりである。市としては、協働事業提案制度が未だ「成長・発展過程」にあることを認識し、より提案者の想いを受け止められるよう、かつパートナーシップの精神に基づいた協働関係を構築できるようなシステムへと発展させていくよう努めていきたいと考える。

なお,協働事業のシステムは,提案から実施,さらには事業成果の振り返りに至る各行程において,市民と行政が『対話』を重ねながら協働事業をつくりあげていくという,そのプロセスが大変重要であると認識している。

今後においても,市民の主体性を引き出すとともに,行政職員の意識改革 を進める仕組みとして,選考委員会と連携を図りながら,制度の充実に努め ていきたいと考えている。

#### 3 重点的に取り組むべき課題に関する検討結果

選考委員会の提言では,今後の制度運用において重点的に取り組むべき課 題として,次の4点が示されている。

- (1) 提案しやすい仕組みづくり (2) サポート体制の強化
- (3) 協働事業の見守り体制の強化 (4) 職員意識のさらなる醸成

選考委員会から提言のあった課題については,市としても重要な事項であ ると認識し,今後,しっかりと受け止め対応していきたい。

ここでは,それぞれの課題に対する基本的な取り組み方針について述べた **11**°

#### |(1) 提案しやすい仕組みづくり|

柏市民公益活動促進条例の施行から2年を経た今,市内各地で多種多様 な市民公益活動が活性化してきていることは,大変喜ばしいことであり, 市としても『新しい公共』の芽吹きを実感しているところである。

一方,導入から2年目を迎えた協働事業提案制度も,昨年度の実績をも とにさらなる制度改善を行ってきた。しかしながら、提言にもあるとおり 提案応募件数が減少したことは一考を要するものである。

提案件数や実際に事業化される数のみがこの制度の評価に直結するもの ではないとしても,市民公益活動団体にとって活用しやすく,また受益者 となる市民にとっても効果的な制度として高いレベルを維持していくため には、今後、提案数・質ともに高まっていくことを期待したい。

このため,より提案しやすい仕組みづくりを目指し,募集時期やその方 法について再度検証するとともに、同様の制度を運用している先進自治体 の事例研究を進めていく所存である。

なお、協働のパートナーとなる市民・市民公益活動団体の協働に関する 理解を深める努力をしていくことも,あわせて重視していきたい。このた めにも,協働の効果が発揮された「成功事例」を積み重ね,地道な情報発 信を繰り返してしていく方針である。一つひとつの協働による成果を積み 上げていくことで、協働への理解と共感を助長し、さらには多くの市民が 市民公益活動に参画していくことを期待するものである。

#### |(2) サポート体制の強化|

今年度は、提案件数こそ大幅に減少したものの、個々の提案内容に目を 向けると、地域課題を的確に捉え、市民公益活動団体ならではの発想を活 かしたとても密度の高い提案であったとの印象を受ける。しかしながら, 実際に協働事業として実を結べるまでに提案の完成度を高めることのでき た提案は数件にとどまっている。

これは、提言にもあるように協議期間が限られていることや提案事業で解決を図ろうとする課題に対する優先順位の捉え方が、提案者と行政において一部違いのあることに起因するものと考える。

そこで,選考委員会による提言でも指摘されているような,提案者が応募の初期段階において行政の関連情報を集めることができ,かつ提案者の想いを確認しながら事前アドバイスなどを行う『相談機能』の充実を図っていきたい。具体的には,応募の前段階においては市民活動推進課が窓口となり,提案に必要な行政関連情報の提供を図っていくこととしたい。また,より一層,『提案者の想いを大切にしたコーディネート』を図るためにも,一次選考通過後の関係各課との調整・協議期間に入る前には,提案者と協働コーディネーターによる意見交換の機会を設けていくこととしたい。

#### (3) 協働事業の見守り体制の強化

この制度を通じて事業化が図られた提案については,選考委員会からの 提言にもあるように『見守り』の体制を強化していくことが重要であると 認識している。

このため、今年度においては、事業実施団体(提案者)と事業関係課による事業実施中途における「ふりかえり会議」を導入し、新たに協働事業としてスタートした4つの事業(昨年度採択事業)について、協働コーディネーターによる仲介のもと、8月に実施したところである。

この結果については、選考委員会に報告するとともに、市のホームページを通じて広く公開しているところであるが、今後は、事業期間終了後の対外的なアウトプットとして成果報告会等を開催することも検討中である。

いずれにしても,今後,こうした具体的事例を積み重ねる中で,見守り体制を強化するとともに,協働事業に関する情報や課題,成果を共有する仕掛けについても検討・実施していきたい。

#### (4) 職員意識のさらなる醸成

市民との協働に関する指針や市民公益活動促進条例の施行,またこの協働事業提案制度の導入などを進めていく中で,市職員の協働に対する意識も少しずつ深まってはいるが,依然として『協働事業』に対しての戸惑いを見せている部署があるのは,選考委員会の指摘しているとおりである。

このため、今年度においては、まず協働の『根』を育てる取り組みとして、職員研修の充実強化を図ってきたところである。これに加え、今後は、これまで以上に行政内部に協働を根付かせていくため、この制度を通じて誕生していく協働事業の成果や課題を全庁的に共有し、市職員の協働事業への理解と実践を進めていく考えである。

こうした過程を通じ,多様な市民ニーズに柔軟に対応できる職員への変 革に期待するものである。

#### 4 最終選考を経た協働事業提案に関する検討結果

選考委員会から提言された,最終選考を経た2件の協働事業提案に関して,市の検討結果を報告する。

なお,市の検討結果として『協働事業として推進したい』としたものは,協働事業の候補として決定したものである。したがって,今後は,事業化に向けた事業担当課との調整・協議,予算案の編成,予算案に対する市議会の議決(承認)を得た後に,協働事業として実施される予定であることを申し添える。

#### 協働事業提案に対する検討結果概要一覧

一件別の検討結果詳細については,6分~を参照 具体的な事業内容等については,今後,提案者と事業関係課の協議中 で修正される場合がある。

番号	提案事業名	市関係課 ( は関連予算配 当予定課)	提言内容	市の検討結果
1	" 老いじたく安心相談 室 " の開設	高齢者支援課 広報広聴課	委託という事業の形態ではないが、ニーズ・公益性も高く、提案事業の今後の発展性が認められるので、補助金又は負担金支出による協働事業としての実現を望む。	《基本方針》 協働事業として推進したい たい 《予定する協働の形態》 事業費補助ほか
2	移動支援サービス調査 並びに移動制約者と福 祉交通への理解を深め るリーフレットの作成 及び学習会の開催	保健福祉総務課 障害福祉課 高齢者支援課 企画調整課 学校教育課 指導課	多少課題はあるが,公 益性・実現性も高く,実 施により市民サービスの 向上が見込まれるため, 実施方法の熟度をより高 めることで,委託形態で の協働事業として取り組 むことが可能になると思 われる。	《基本方針》 協働事業として推進したい たい 《予定する協働の形態》 事業委託ほか

### 協働事業提案に対する検討結果(一件別)

		T
1	提案事業名	" 老いじたく安心相談室 " の開設
2	提案団体名	(特活)老いじたくあんしんねっと
		事業内容等については、今後、提案者と事業関係課の協議
	事業内容	の中で修正される場合がある。
		   高齢期を迎えた市民が抱いている老後の生活についての
3		様々な不安(ライフプラン,相続対策等)に関する相談窓口
		を開設するとともに、セミナー等を実施する。
		事業実施により、高齢者の将来に対する不安を解消し、充
		実した高齢期の生活を送るための基盤構築を図る。
		人の自己的表別の工作とともできる。
	基本的な考え方	1 協働事業として推進したい
4		2 協働事業として推進する考えはない
		3 その他
		3 (0)16
		   本提案は , 高齢期を迎えた市民を対象とした , 老後のライ
	基本的な考え方の理由	フプランに関する「相談室の開設」と「セミナー等の実施」
		という2つの事業の提案である。
		このうち , 相談室の開設については , 財産管理に係る問題
		を悩み事として抱えている高齢者は一定数いると想定される
		中,これらの相談機能が身近にあるとはいえない状況でもあ
		り、公益性の高いものと考える。
5		しかし,市の事業(委託事業)として実施した場合,実行
		援助に一定の制限を加えざるを得ないため、相談者にとって
		のサービスレベルは低下するものと思われる。
		このため、提案団体の事業に対する事業費補助等の協働形
		態による事業の推進が望ましいと判断するものである。
		一方,セミナー等の実施については,相当数のニーズが見
		込まれるが , 複数の地域で草の根的に開催していくことが効
		TOTAL PROPERTY OF THE PROPERTY

	96 L 94 to 2
	果的と思われる。
	このため,各近隣センターでの生涯学習講座による活用等
	について,今後検討していくこととしたい。
	高齢者支援課
6 協働事業の担当課	広報広聴課
は関連予算配当予定課	市民活動推進課
	その他の関係機関:柏市社会福祉協議会

## 協働事業提案に対する検討結果(一件別)

1	提案事業名	移動支援サービス調査並びに移動制約者と福祉交通への理解 を深めるリーフレットの作成及び学習会の開催
2	提案団体名	(特活)NPO支援センターちば
		事業内容等については,今後,提案者と事業関係課の協議 の中で修正される場合がある。
3	事業内容	移動制約者(高齢者,障がい者等)への移動支援サービス (福祉輸送サービス等)を提供している事業者やNPO等の サービス内容をリスト化するとともに,その情報を市民に提 供する。また,移動制約者への理解と協力の必要性を学ぶ学 習会(体験授業)を小学生を対象として実施する。
4	基本的な考え方	1 協働事業として推進したい 2 協働事業として推進する考えはない 3 その他
5	基本的な考え方の理由	本提案は,「市内の移動支援団体のリスト化」と「小学校低学年を対象とした移動制約者への理解促進を図るための学習会の開催」という2つの事業の提案である。 一点目のリスト化については,現状では,こうしたサービスの提供者を把握できておらず,また,情報提供においても十分ではないため,必要性・優先度ともに一定以上あるものと考えるため,今後,提案者と実施に向けた協議を深めていきたい。 二点目については,本市においてはこれまで,柏市社会福祉協議会からの福祉教育推進校の受けた学校において,福祉教育を推進してきたところであり,移動制約者への理解を深める提案についても,これまでの福祉教育において実施しているところである。

	こうしたこともあり,市としては,提案内容を新規事業と
	して実施する考えは無いが,提案内容のエッセンスを既存の
	福祉教育に活かしていくことは意義深いものと考える。
	したがってこの点に関しては,今後,社会福祉協議会との
	連携を視野に入れた協議を進めるべく,社会福祉協議会に対
	する申し入れを行っていきたいと考えている。
	保健福祉総務課
	障害福祉課
( 物) 東米の担果部	高齢者支援課
6 協働事業の担当課	企画調整課
は関連予算配当予定課	学校教育課
	指導課
	その他の関係機関:柏市社会福祉協議会